留学	［略］	一　［略］ 二　在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書（年間の収入に関する文書を含む。） 三　課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書 四　当該外国人以外の者が経費を支弁する場合は、その者に係る次に掲げる資料 イ　支弁能力を証する文書（年間の収入に関する文書を含む。）及び支弁するに至つた経緯を明らかにする文書 ロ　課税及び納税に関する文書並びに社会保険の加入状況及び社会保険料の納付状況に関する文書 五　当該外国人が研究生又は聴講生として教育を受けようとする場合は、当該機関からの研究内容又は科目及び時間数を証する文書 六　当該外国人が基準省令の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項（以下「基準省令の留学の項」という。）の下欄第一号ハに該当する活動（本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の小学部に入学して教育を受ける活動を除く。）を行う場合は、卒業証明書及び経歴を明らかにする文書 七　当該外国人が中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若しくは特別支援学校の小学部において教育を受けようとする場合は、当該外国人が日常生活を営むこととなる宿泊施設の概要を明らかにする資料
［同上］	［同上］	一　［同上］ 二　在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費を支弁する場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁するに至つた経緯を明らかにする文書 ［号を加える。］ ［号を加える。］ 三　申請人が研究生又は聴講生として教育を受けようとする場合には、当該機関からの研究内容又は科目及び時間数を証する文書 四　申請人が基準省令の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項（以下「基準省令の留学の項」という。）の下欄第一号ハに該当する活動（本邦の小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。）若しくは特別支援学校の小学部に入学して教育を受ける活動を除く。）を行う場合は、卒業証明書及び経歴を明らかにする文書 五　申請人が中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部又は小学校若しくは特別支援学校の小学部において教育を受けようとする場合は、当該申請人が日常生活を営むこととなる宿泊施設の概要を明らかにする資料